不利益処分の審査は、規則13―１（不利益処分についての不服申立て）に定められた手続に従って行われ、集中審理を行うなどして事案の早期処理に努めている。

平成24年度は、新たに受け付けた20件と前年度から繰り越した96件の計116件が係属したが、その処理状況は、判定を発出したもの11件（処分承認10件、処分取消し１件）、取下げ・却下等16件であり、平成25年度に繰り越したものは89件である（表７―１）。

表７―１　平成24年度不利益処分審査請求事案判定一覧（計11件）

⑴　懲戒処分

指令番号	判定年月日	原処分等	判定	審理方式
13―15	24. 6.20	停職３月（職務命令、職務専念義務違反）	承　認	審　尋
13―27	24.11.16	停職３月（セクシュアル・ハラスメント）	承　認	非公開
13―４	25. 2.13	停職２月（窃盗）	承　認	審　尋

⑵　分限処分

指令番号	判定年月日	原処分等	判定	審理方式
13―３	25. 1.18	休職期間更新	承　認	公　開
13―７	25. 3.29	分限免職（組織の廃止による廃職）	取　消	公　開
13―９	25. 3.29	分限免職（組織の廃止による廃職）	承　認	公　開
13―10	25. 3.29	分限免職（組織の廃止による廃職）	承　認	公　開
13―11	25. 3.29	分限免職（組織の廃止による廃職）	承　認	公　開

⑶　その他

指令番号	判定年月日	原処分等	判定	審理方式
13―21	24. 9.28	辞職承認	承　認	審　尋
13―１	25. 1.11	降任	承　認	審　尋
		降格		

㈱　「審理方式」のうち、「公開」及び「非公開」はそれぞれ公開口頭審理及び非公開口頭審理を示し、「審尋」は審尋審理（両当事者を対面させずに非公開で行う審理）を示す。請求者が「公開」、「非公開」、「審尋」のいずれかを選択する。

第２節　勤務条件に関する行政措置の要求

行政措置要求の制度（国公法第86条）は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事院が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たることで、職員が勤務条件の積極的な改善と適正化を能動的に求めることを保障するものである。事案の処理に当たっては、判定により人事院の判断を示すことを基本に処理を進めることとしているが、場合によっては、要求内容、事案の性質等に応じてあっせん等により解決を図っている。

行政措置要求の審査は、規則13―２（勤務条件に関する行政措置の要求）に定められた手続に従って行われる。事案の審査に当たっては、迅速な実地調査の実施、判定の発出を行い、事案の早期処理に努めている。

平成24年度は、新たに受け付けた12件と前年度から繰り越した６件の計18件が係属したが、その処理状況は、取下げ・却下等８件であり、平成25年度に繰り越したものは10件である。

第３節　災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立て

災害補償の審査制度（補償法第24条）は、実施機関の行った公務上の災害又は通勤による災害の認定、治癒の認定、障害等級の決定その他補償の実施について不服のある者等から審査の申立てがあった場合に、また、福祉事業の審査制度（補償法第25条）は、福祉事業の運営について不服のある者から措置の申立てがあった場合に、それぞれ人事院が事案を災害補償審査委員会の審理に付した上で判定を行うものである。

災害補償等の審査は、規則13―３（災害補償の実施に関する審査の申立て等）に定められた手続に従って行われる。事案の審査に当たっては、事案処理に関する目標を定め、迅速な実地調査の実施、判定の発出を行い、事案の早期処理に努めている。

平成24年度は、新たに受け付けた14件と前年度から繰り越した66件の計80件が係属したが、その処理状況は、判定を行ったもの12件、取下げ・却下２件であり、平成25年度に繰り越したものは66件である（図７―１、表７―２）。

図７―１　平成24年度判定事業の内容別内訳

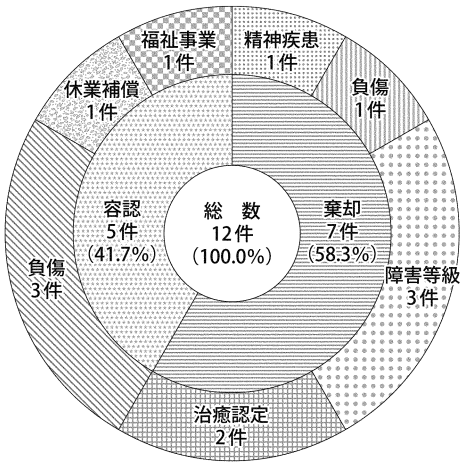


表７―２　平成24年度災害補償審査申立事案判定一覧（計12件）

指令番号	判定年月日	申立内容	判定
13―14	24. 6. 8	抑うつ状態、身体表現性障害等に係る公務上の認定	棄　却
13―16	24. 6.20	左脛骨顆間隆起骨折等に係る障害等級の決定	棄　却
13―17	24. 6.27	左足首捻挫に係る障害等級の決定	棄　却
13―18	24. 7.18	右アキレス腱断裂に係る公務上の認定	容　認
13―19	24. 7.30	右第１指ばね指に係る公務上の認定及び右母指末節骨剥離骨折等に係る障害者級の決定	棄　却
13―22	24. 9.21	右肩鎖関節脱臼、慢性硬膜下血腫、外傷性てんかん等に係る休業補償の実施	一部容認
13―22	24. 9.21	右肩鎖関節脱臼、慢性硬膜下血腫、外傷性てんかん等に係る休業援護金の実施	一部容認